海外から遺伝資源を取得する際のＡＢＳ手続き体制

※提供側との手続きについては、”標準的な”手続きフローを示すものであり、実際はそれぞれ異なる提供国の法令に従って手続きを進める必要がある。

※日本に”提供国”としての措置はないため、日本の遺伝資源を海外に送る際は、通常の材料移転契約（MTA）等で移転（その他植物防疫や輸出管理など関係する法令も要確認）

ＡＢＳクリアリング・ハウス（ＡＢＳＣＨ）
（国際情報交換センター）
https://absch.cbd.int

国際遵守証明書(IRCC)の発行及び掲載

事前同意(PIC)及び相互合意条件(MAT)の手続き完了通達

情報共有

提供国

提供国政府

②事前同意(PIC)

共同研究機関

共同研究者
（提供者）

①相互合意条件(MAT)記載の共同研究契約締結

③国際遵守証明書(IRCC)取得

④サンプル取得と持出

日本

【報告窓口】
環境省
（環境大臣）

必要に応じ、連携

関係省庁
（農林水産省等）

国立遺伝学研究所 National Institute of Genetics
ABS学術対策チーム
ABS Support Team for Academia

⑤適法取得の報告

必要に応じ、相談

本学

部局等

本学研究者
（取得者）

研究インテグリティ委員会(R4.10.1設置)
審議事項
・研究インテグリティ推進に関する重要事項
・研究リスク管理に関する審査等
（ＡＢＳに関する事項を含む。）

産学・地域協働推進機構

必要に応じ、協議等

連携

相談、
情報共有等

【全学窓口】
研究推進部
研究振興企画課研究公正推進室
※学内説明会等の開催や国外動向調査等
e-mail：abs-info@research.hokudai.ac.jp